

青森県報

号外第四十六号

令和七年
四月二十五日
(金曜日)

目 次

監査委員

○包括外部監査結果に対する措置の公表……………(事務局)…一

監 査 委 員

青森県監査委員告示第二号

令和三年度、令和四年度及び令和五年度の包括外部監査の結果に基づき、青森県知事、青森県教育委員会及び青森県公安委員会から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十八第六項の規定により、措置の内容を公表する。

令和七年四月二十五日

青森県監査委員	佐々木 知彦
青森県監査委員	三 浦 朋 子
青森県監査委員	櫛 引 ユ キ 子
青森県監査委員	小比類巻 正 規

包括外部監査結果に対する措置の公表

○令和3年度分

監査箇所等	補助金名	監査結果	措置の内容
県民活躍推進課 (総務学事課)	私立学校振興活動費補助	[補助対象経費の限定について] 当初予算と決算額の乖離について、不祥事やコロナ禍が原因の年度もあつたことにもよるが、ここ数年実績が当初予算を大幅に下回っている現状がある。 また、実績報告書の支出内容については、県で各証拠資料との突き合わせが行われているが、現状では、補助金の詳細な資金使途は私学協会に全面的に委ねられている。しかし、青森県の私立学校の教員全体の資質向上を目的とするのであれば、県が指定する使途(例えば研修テーマが内容レベルともに補助の趣旨に沿うものであるか等の審査に適ったもの)に限定することも考えられる。 さらに、私学協会が主体的に行う活動費の補助を実施している自治体(都道府県)は、全国的に少数であるのが実態である。 以上を勘案すると、当初予算の策定及び交付要綱の策定から実績報告書の審査に至る過程において、補助金の目的に沿った有効な使い方がなされているかどうかという視点で、補助対象経費を限定していくことを検討することが望ましい。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、研修会等が開催できず、執行率が低い状況が続いていたが、令和4年度においては年度当初の予定どおりに研修会等を開催し、予算額と決算額の乖離は解消された。 本事業は、私学協会が実施する私立学校の教職員研修事業等に対して補助するもので、全ての学校種の教職員の資質向上等の取組を支援し、本県教育の振興に資する重要な事業であることから、各種研修会で学んだ内容については、学校内で共有させ、私学の教員全体の資質向上に確実につながるように、現地調査時に口頭で伝えたいところである。現地調査の際の指導は継続して実施しており、また、令和6年度の交付要綱策定時における交付申請書の提出依頼に際しては、研修内容の妥当性及び必要性を事業計画書に記載することや、学校内での共有やアンケート実施による研修の充実等を図るよう、書面により指導した。
県民活躍推進課 (総務学事課)	私立学校教職員退職金財団経営基盤強化	[補助金の効果測定の方法について] 県の補助率は全国で最下位かつ全国標準値の3分の1以下であり、極めて	財団の自主的な取り組みを促すため、令和3年度の補助事業からは、新規加入率を

事業費補助	低い水準になっている。一方、当該退職金財団は、財政健全化のため①加盟する学校法人の負担金率引上げ②運営管理費の削減③新規加入者の確保、に取り組んできた。しかし、負担金率の引き上げは加盟する学校の負担増であり、この先の増額は限定的であるといわざるを得ない。特に幼稚園は小規模な園が多く、ここ数年負担金率も同率で実質上限に達している。また、多額の負担金を嫌って退職金財団への加盟をしていない事例もあると聞く（13法人）。県では、当財団に加盟しない法人毎の個別具体的な理由までは把握されていないが、中には経営が思わしくなく教職員の退職金の支払いにも窮しているところもある可能性は否定できない。加盟するかどうかは法人の任意ではあるものの、加盟した法人には、県だけでなく国からの補助も出るため、教職員にとっては安全な退職資金が外部機関にプールされることは望ましいことに疑いない。	原則 100%とすることや、収入確保に向けた取組（負担金収入増・運用収益増・管理費削減等）の内容について記載させ、経営基盤強化に向けた財団の具体的な取組についての把握を行ってきた。 意見のあった事項についても、財団の取組状況を聴取しながら、現在着実に進みつつある財政健全化を促進させるため、令和6年度から令和8年度において補助金額を増額し、財団の経営基盤を強化することとした。また、財政健全化の取組に伴い増大していた学校法人の負担への対応については、財団の財政健全化の状況も踏まえ、これまで補助金交付の要件としていた負担金率の引上げを見直し、令和6年度からの補助事業からは要件としないこととした。
誘客交流課 あおもり MICE 開催費補助	〔小規模 MICE 補助の対象市町村の特定化について〕	令和6年度予算においては要求しないこととし、財政

	小規模 MICE 補助は、小規模 MICE を実施している市町村を対象に、市町村が交付した補助金に対し、県が補助金を交付するものである。事業実績を確認したところ、対象となっている市町村は現在では青森市のみであった。県としては、他市町村での制度創設に向けて主要市に働きかけているが、他市町村では DMO（観光地域づくり推進法人）や観光コンベンション協会が小規模 MICE の誘致を実施しているケースもあり、市町村自体が小規模 MICE を実施することに消極的な傾向にある。補助金が特定市町村に限定されている状況は公平性の観点から問題である。 今後、DMO や観光コンベンション協会など市町村以外の団体も補助金対象とするなど、実態に合わせた制度となるよう検討することが望ましい。	課とも協議の上、当補助金は令和5年度をもって廃止とした。
--	--	------------------------------

○令和4年度分			
監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
中南部地域県民局地域整備部	公営住宅軒下の物置利用、不法投棄について (浜の町)	公営住宅軒下に多数のタイヤ・錆びたワゴンラレー（以下、「タイヤ等」とする。）が残置されていた。このタイヤ等は、現住民が軒下を物置として使用しタイヤ等を保管しているものに加え、その老朽化や傷みの程度から相当程度過去に残置され所有者不明のものも含まれることが推察された。また、浜の町団地は全9棟あるが、道路に面した1棟のみに多数のタイヤ等が残置されており、他の公営住宅提察においても同状況は見られないことから、所謂「ゴミがゴミを呼ぶ」状態となっており入居者ではない外部の者がタイヤ等を廃棄していることまで可能性としては考えられる。公営住宅法第27条1項では「公営住宅の入居者は、当該公営住宅又は共同施設において必要な注意を払わない」と定めており現状は「正常な状態」とは言えない。また、多数のタイヤ等の残置により公営住宅の	団地入居者が原因となっている可能性も考えられるので、まずは、団地入居者へ軒下のタイヤ等を撤去し共有スペースの私的利用を行わないよう注意する文書を掲示した。

		美観が損なわれており、県公営住宅条例が斟酌している国土交通省令・公営住宅整備基準第3条のいう「公営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならない。」とする定めに反している。 県はタイヤ等を残置した原因者の特定を行い、撤去するよう求める必要がある。また、軒下についてタイヤ等を設置・廃棄しないように強い注意喚起を行うべきである。	
中南地域県民局地域整備部	経年劣化により駐車場のラインが消えていることについて (浜の町)	浜の町団地における一部駐車場のラインが経年劣化により消えていた。 県は順次ライン修繕を行っているものの、予算が追いつかない部分もあり一部駐車場のラインが消えている状況とのことであった。ラインが消えていることにより、駐車場利用者にとっては駐車場区画等が不明瞭となる等の不便が生じてはいるが、今のところ利用者間でコミュニケーションを取り大きな問題もないとのことである。しかし、住民によってはコミュニケーションを取りづらい場合や、新規入居者がその慣習を理解することが難しい場合等も考えられ、住民間のトラブル発生にも繋がり兼ねないとも推測される。そもそも、一般的な駐車場の要求水準を鑑みた場合、自己の区画を明示するラインは存在して然るべきである。県の予算に制約があることは理解できるが、基本的に全ての駐車場へライン整備が行われることが望まれる。	令和5年度に駐車区画ラインを引き直せなかった団地は、令和6年度に工事を実施した。
西北地域県民局地域整備部	案内板について (新宮)	案内板の地図が消えており、用をなしていないかつた。入居者や訪問者の利便性向上のために、案内板を整備することが望まれる。	修繕工事に より改善された。
西北地域県民局地域整備部	無断駐車について (新宮)	あらかじめ定められている駐車スペース以外の部分に駐車している車があった。訪問者の可能性が高いとのことであった。駐車スペース以外の場所に駐車することは緊急時の通行の邪魔になる可能性がある。訪問者は来客用駐車スペースを利用するように、入居者に対し再度指導することが必要である。	面と住戸を特定し指導した。
西北地域県民局地域整備部	草刈りについて (広田)	遊具を置いてある場所の雑草が伸びたままになっていた。遊具を利用する子供たちの安全を考慮し、適時に草刈りを行うことが望ましい。	自治会で適時に草刈を行っている。

○令和5年度分																											
監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容																								
監理課	固定資産台帳と公有財産台帳との不一致について	固定資産台帳と公有財産台帳とが一致している。しかしながら、以下の土地の取得日において不一致が見られる。 <table><tr><th colspan="2">財産名</th><th>公有財産台帳</th><th>固定資産台帳</th></tr><tr><td>管理地 (村村磯野)</td><td>無記入</td><td>1980/6/16</td><td></td></tr><tr><td>廃道敷 (旧奥道八戸田名部線)</td><td>無記入</td><td>1980/12/28</td><td></td></tr><tr><td>廃道敷 (旧奥道八戸田名部線廃道敷)</td><td>無記入</td><td>1980/12/28</td><td></td></tr><tr><td>管理地 (南部町沖田)</td><td>無記入</td><td>1982/2/10</td><td></td></tr><tr><td>管理地 (野尻平岡)</td><td>無記入</td><td>1983/4/2</td><td></td></tr></table>	財産名		公有財産台帳	固定資産台帳	管理地 (村村磯野)	無記入	1980/6/16		廃道敷 (旧奥道八戸田名部線)	無記入	1980/12/28		廃道敷 (旧奥道八戸田名部線廃道敷)	無記入	1980/12/28		管理地 (南部町沖田)	無記入	1982/2/10		管理地 (野尻平岡)	無記入	1983/4/2		公有財産の取得年月日の確認後、公有財産異動報告にて「取得年月日」の修正報告を行った。 (令和7年2月6日付けで財産管理課へ提出済)
財産名		公有財産台帳	固定資産台帳																								
管理地 (村村磯野)	無記入	1980/6/16																									
廃道敷 (旧奥道八戸田名部線)	無記入	1980/12/28																									
廃道敷 (旧奥道八戸田名部線廃道敷)	無記入	1980/12/28																									
管理地 (南部町沖田)	無記入	1982/2/10																									
管理地 (野尻平岡)	無記入	1983/4/2																									
中南地域県民局地域農林水産部	固定資産台帳と公有財産台帳との不一致について	固定資産台帳と公有財産台帳とは有機的にデータが一致していなければならない。しかしながら、以下の土地の取得日において不一致が見られる。 <table><tr><th colspan="2">財産名</th><th>公有財産台帳</th><th>固定資産台帳</th></tr><tr><td>水路敷地 (地すべり対策長坂)</td><td>無記入</td><td>1988/4/18</td><td></td></tr></table>	財産名		公有財産台帳	固定資産台帳	水路敷地 (地すべり対策長坂)	無記入	1988/4/18		公有財産台帳(土地台帳)は令和6年3月26日出力分で修正済み、固定資産台帳は令和6年11月1日修正依頼済みである。																
財産名		公有財産台帳	固定資産台帳																								
水路敷地 (地すべり対策長坂)	無記入	1988/4/18																									
東青地域県民局地域農林水産部	固定資産台帳と公有財産台帳との不一致について	固定資産台帳と公有財産台帳とは有機的にデータが一致していなければならない。しかしながら、以下の土地の取得日において不一致が見られる。 <table><tr><th colspan="2">財産名</th><th>公有財産台帳</th><th>固定資産台帳</th></tr><tr><td>水路敷地</td><td>無記入</td><td>1985/12/26</td><td></td></tr></table>	財産名		公有財産台帳	固定資産台帳	水路敷地	無記入	1985/12/26		公有財産台帳(土地台帳)は令和6年3月25日出力分で修正済み、固定資産台帳は令和6年11月1日修正依頼済みである。																
財産名		公有財産台帳	固定資産台帳																								
水路敷地	無記入	1985/12/26																									
財産管理課	公有財産台帳のデータ処理の正確性について	公有財産台帳のデータを閲覧したところ、以下の点において問題がある。 ① 土地の取得日が無記入の資産がある。(指摘事項2) ② 土地の期末価格がゼロの資産がある。仮に固定資	異動報告時に、疑義がある部分について所属へ詳細																								

		産台帳では正しく期末価格が計上されていて、公有財産台帳でゼロとしてもよいという規則はない。 ③ 土地の用途が「その他」になっている資産がある。財産名から見ても用途が特定しているので相応しい用途を記載すべきであり、安易に用途を「その他」と記載することはない。	を確認、修正等を行い正しい登録できるようにする。						
東青地域県民局地域農林水産部	公有財産台帳のデータ処理の正確性について	公有財産台帳のデータを閲覧したところ、土地の期末価格がゼロの資産がある。 <table><tr><th>財産名</th><th>取得日</th><th>期末価格</th></tr><tr><td>道路敷外</td><td>1982/11/5</td><td>0</td></tr></table>	財産名	取得日	期末価格	道路敷外	1982/11/5	0	公有財産台帳（土地台帳）を令和6年3月25日出力分で修正した。
財産名	取得日	期末価格							
道路敷外	1982/11/5	0							
柏木農業高等学校	公有財産台帳のデータ処理の正確性について	公有財産台帳のデータを閲覧したところ、土地の期末価格がゼロの資産がある。 <table><tr><th>財産名</th><th>取得日</th><th>期末価格</th></tr><tr><td>採草地</td><td>1976/8/26</td><td>0</td></tr></table>	財産名	取得日	期末価格	採草地	1976/8/26	0	令和6年度の財産台帳価格改訂の際に適切な価格に修正した。
財産名	取得日	期末価格							
採草地	1976/8/26	0							
都市計画課	公有財産台帳のデータ処理の正確性について	公有財産台帳のデータを閲覧したところ、土地の期末価格がゼロの資産がある。 <table><tr><th>財産名</th><th>取得日</th><th>期末価格</th></tr><tr><td>都市公園用地</td><td>2010/8/19</td><td>0</td></tr></table>	財産名	取得日	期末価格	都市公園用地	2010/8/19	0	公有財産台帳を適切な価格に修正し、異動報告を行った。
財産名	取得日	期末価格							
都市公園用地	2010/8/19	0							
十和田警察署	公有財産台帳のデータ処理の正確性について	公有財産台帳のデータを閲覧したところ、土地の用途が「その他」になっている資産がある。財産名から見ても用途が特定しているので相応しい用途を記載すべきであり、安易に用途を「その他」と記載することはない。 <table><tr><th>財産名</th><th>取得日</th><th>用途</th></tr><tr><td>十和田署長指領舎</td><td>2022/3/1</td><td>その他</td></tr></table>	財産名	取得日	用途	十和田署長指領舎	2022/3/1	その他	現在の「用途コード」で最も近い用途「警察庁舎敷地」に修正した。
財産名	取得日	用途							
十和田署長指領舎	2022/3/1	その他							
企業立地・創出課 (産業立地推進課)	公有財産台帳のデータ処理の正確性について	公有財産台帳のデータを閲覧したところ、土地の用途が「その他」になっている資産がある。財産名から見ても用途が特定しているので相応しい用途を記載すべきであり、安易に用途を「その他」と記載することはない。 <table><tr><th>財産名</th><th>取得日</th><th>用途</th></tr><tr><td>金矢工業団地</td><td>2022/3/15</td><td>その他</td></tr></table>	財産名	取得日	用途	金矢工業団地	2022/3/15	その他	土地の用途を「その他」から「管理地」へ修正した。
財産名	取得日	用途							
金矢工業団地	2022/3/15	その他							

動物愛護センター	公有財産台帳のデータ処理の正確性について	公有財産台帳のデータを閲覧したところ、土地の用途が「その他」になっている資産がある。財産名から見ても用途が特定しているのので相応しい用途を記載すべきであり、安易に用途を「その他」と記載することはない。 <table><tr><td>財産名</td><td>取得日</td><td>用途</td></tr><tr><td>青森県動物愛護センター災害避難場所</td><td>2015/10/13</td><td>その他</td></tr></table>	財産名	取得日	用途	青森県動物愛護センター災害避難場所	2015/10/13	その他	「青森県動物愛護センター災害避難場所」の用途が「その他」になっていたことから、実態に合わせて令和6年4月24日付けで用途を「管理地」として台帳整備した。
財産名	取得日	用途							
青森県動物愛護センター災害避難場所	2015/10/13	その他							
行政経営課	公有財産に係る内部統制と財務報告との関わりについて	(指摘事項1)「固定資産台帳と貸借対照表と残高不台について」に関連して、公有財産に係る内部統制との関連や財務報告について大上段から指摘事項について言及したいところである。しかしながら、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」では、内部統制と固定資産台帳における情報の信頼性、地方公会計制度における財務報告について言及されていないため指摘事項としては記載を断念せざるを得ない。監査人の無念さを代弁する形で「公会計委員会研究報告第24号 地方公会計の論点と方向性 2019年7月18日 日本公会計士協会」を示すこととする。 内部統制制度との連携 地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）により、内部統制制度の規定が整備され、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」が公表された。この「ガイドライン」において、内部統制とは、①業務の効率化的かつ効果的な遂行、②財務報告等の信頼性の確保、③業務に関わる法令等の遵守、④資産の保全、の四つを目的とするとされている。 地方公会計制度における財務書類や固定資産台帳についても、この「ガイドライン」における財務報告等に含まれ得ると考えられるが、その位置付けが「ガイドライン」には記載されていない。また、	内部統制の取組として、公有財産の管理について全所属共通リスクの一つとし、所属内でリスク対応策の共有・実施を行うこととしていたため、引き続き実施する。 なお、公有財産担当部署である財産管理課において、公有財産台帳と固定資産台帳のシステム連携等業務のDXを進めているところであるため、公有財産管理の効率化						

財務書類や固定資産台帳は「業務の効率的かつ効果的な遂行」や「資産の保全」といった内部統制の目的を達成するために有効であると考えられるが、それらについても言及されていない」。「業務の効率的かつ効果的な遂行とは、業務の目的の達成に向け、効率的かつ効果的にその業務を遂行すること」をいい、「地方公共団体においては、その事務を処理するに当たっては最少の経費で最大の効果を挙げるとともに、常にその組織及び運営の合理化に努める（法第2条第14項及び第15項）という法の趣旨を踏まえ」（同ガイドライン p.4）ることとされている。財務書類の分析や財務書類を活用した事業評価などを通じ、業務の効率的かつ効果的な遂行に活用し得ると考えられる。また、「資産の保全とは、資産の取得、使用及び処分が正当な手続及び承認の下に行われるよう、資産の保全を図ることをいう」（同ガイドライン p.5）とされるが、前提として資産管理を行うための台帳が完備されていることが前提となる。地方公共団体では、公有財産や物品台帳、その他道路台帳等の法定台帳を備えることとされているが、リース資産やソフトウェアなど必ずしも台帳が必要ではない資産が存在すること、複式簿記を前提とした地方公会計の固定資産台帳とは異なり、必ずしもタイムリーに台帳が更新されず、実態と乖離している場合があることなど、資産の保全のための台帳として十分とはいえない。	
内部統制制度の遂行に当たっては、地方公会計制度における財務報告や固定資産台帳における情報の信頼性の確保や活用についても検討すべきである。	
（注）下線は監査人による。	
八戸警察署	建物共済加入契約の遅延について
南郷駐在所の建物については、令和4年10月14日に建物検査を行い同月20日に受注者との間で引渡書の授受があり所有権移転手続を完了している。通常、県は事故等により建物に万が一損害が生じた場合の損害補償のために、所有権移転日から建物共済に加入することとしているが、本物件においては県の事務担当者の手続失念により加入手続が遅延してしまい、共済期間の始期が令和4年11月22日にずれ	
が図られるとともに、各台帳や財務書類等の信頼性が確保されるよう今後も注視していく。	
内部のチェック体制を見直し、県担当課である財産管理課との連携を強化し、適正事務に努める。	

観光政策課（観光企画課）		固定資産台帳への過大計上について	令和3年度の固定資産台帳を通査した結果、県営浅虫水族館（トリーニングプール棟）照明設備改修及び青森県観光物産館照明設備その他改修について、改修工事案件が資産登録されている一方で、公有財産台帳上は資産登録されていなかった。	令和6年9月24日付で依頼のあった地方公会計に係る令和5年度決算作業調査の回答時に、公有財産台帳の内容とリンクしているかどうかをチェックするとともに、工事費費として支出した案件すべて資産登録が必要であるとの認識の下で資産計上処理を行ったと回答を得た。	前者については問題ないが、後者の固定資産台帳における資産計上の要否は資本的支出の該当性を基準に判断すべきものであり、また財産管理課により例年配布される固定資産台帳作成に係る作業マニュアル上も資本的支出に該当するか否かにより判断すべき旨記載されており、一律に単なる修繕も含む工事請負費としての支出案件を資産計上すべきとする観光企画課の認識は誤りである。結果として固定資産台帳上の資産が過大に計上されていた。
			込んでいた。所有権移転日から共済期間始期までの間は建物の共済事故等による損害は無補償であり、県民の税金の投入により建設された建物の管理面において、不適切であると言わざるを得ない。手続のマニュアル化のみならず、デジタルチェックやチェックリストの回覧等、マニュアルどおりに事務処理手続が進められているのかをチェックする内部統制が整備されていない証左である。		現状、各所管課で処理した内容を財産管理課で詳細にチェックする権限はなく、所管課の部局の長が適切に処理方針を認識しない限りは、財産管理課により一方的な情報周知がされても何ら意味がないものとなる。処理方針説明会や判断チェックリストの活用等により、各所管課での有用な作業運用体制の構築が望まれる。

観光政策課 (観光企画課)	耐用年数の登録誤りについて	令和 3 年度の地方公会計に係る固定資産台帳を通査した結果、誤った耐用年数が登録されているものがあった。(県営浅虫水族館及び青森県観光物産館に係る 5 件) 統一的な基準による地方公会計制度導入検討会が発行している「統一的な基準による地方公会計運用要領・マニュアル(固定資産台帳編)」に記載されている耐用年数表によると、照明器具や給排水設備の場合の耐用年数は 6 年又は 1 5 年と規定されているが、31 年又は 51 年の耐用年数を適用している。これは当時の担当者が耐用年数について理解が不足していたことから、便宜的に本体資産の設備改修計画期間に準じて 31 年及び 50 年の耐用年数を入力処理したとの説明を受けている。 耐用年数の入力処理の誤りは、期間損益に継続的に影響を与えることになり、財務情報の信頼性を損ねる財産管理上不適切な処理であるので、誤り防止策としてダブルチェック体制を構築することが必須である。	令和 6 年 9 月 24 日付で依頼のあった地方公会計に係る令和 5 年度決算作業調査の回答時に、「統一的な基準による地方公会計運用要領・マニュアル」(固定資産台帳編)巻末資料 P5 を参照し、各設備の耐用年数を入力するとともに、ダブルチェック体制を構築すること、ミス防止と適正な財産管理を実施した。
西北地域県民局地域農林水産部	公有財産取得に係る期間帰属の誤りについて	令和 4 年度の公有財産増減概要(土地・建物)より抽出した土地取得に係わる監査対象サンプルについて契約書等の証憑突合を行った結果、道路敷地(広域農道西海岸間)は令和 3 年度に取得処理すべき資産であった。具体的には、土地売買契約書上の所有権移転日(契約日)は令和 4 年 3 月 30 日であるにもかかわらず、公有資産台帳上は、令和 4 年度に取得処理されていた。 所管課に原因についてのヒアリングを行った結果、公有財産異動報告の縮切である令和 4 年 3 月 22 日までに間に合わなかったこと、「公有財産報告書記入要領」において、実際に異動のあった年月日の属する年度ではなく、報告する年の年度を記入するように記載があることから、これに則り取得年月日の登録処理を行った旨の回答を得た。	契約を締結した年度における公有財産台帳への適時登録と、事務処理上設定された処理期限に対する誤認が原因である。 今後は取得年度における登録手続きに遅漏がないよう、スケジュー

警察本部施設課	起案文書における記載の正確性・真実性について	職員公舎(八重田)敷地・八重田東公舎 A、B、物置は、5 年ごとの共同利用計画の見直し作業の中で、職員公舎共同計画における利活用の検討が行われており、さらには青森市へ利活用の希望に関する打診も行われていたものであり、利活用の検討過程を経て、最	今指摘された事項は、所有権移転のあった年度における公有財産台帳への適時の登録の必要性と、事務処理上設定された処理期限に対する誤認により生じたものである。 今後の公有財産台帳登録に係る事務について、取得年度における登録手続きに遅漏がないよう処理する。
西北地域県民局地域農林水産部	公有財産取得に係る期間帰属の誤りについて	令和 4 年度の公有財産増減概要(土地・建物)より抽出した土地取得に係わる監査対象サンプルについて契約書等の証憑突合を行った結果、道路敷地(中山間地域総合整備下北北部)は令和 3 年度に取得処理すべき資産であった。 具体的には、土地売買契約書上の所有権移転日は売買代金納付日である令和 4 年 3 月 22 日であり、所有権移転登記も同月内の令和 4 年 3 月 30 日付で行っているにもかかわらず、公有資産台帳上は、令和 4 年度に取得の処理がなされていた。 所管課に原因についてのヒアリングを行った結果、売買日が年度末であったことにより公有財産異動報告書の提出が遅延したことにより翌年度における処理となった旨の回答を得た。 これは財務規則第 253 条において公有財産の変動があった場合「遅滞なく」公有財産異動報告書により台帳登録するよう求められており、財産管理課において毎年 1 月に年度末付近での公有財産異動報告書の適時提出の注意通達を行っており、本来は所有権移転日が属する令和 3 年度に公有財産異動報告を適時に提出し取得の処理をすべきであった。	今指摘された事項は、所有権移転のあった年度における公有財産台帳への適時の登録の必要性と、事務処理上設定された処理期限に対する誤認により生じたものである。 今後の公有財産台帳登録に係る事務について、取得年度における登録手続きに遅漏がないよう処理する。

	最終的には売却の決定がなされた。 物件の売却に関する承認関係書類を閲覧した結果、売却の理由として、「青森県県有施設利用方針」に基づき、県として利用する計画もなく、県有不動産利活用推進会議で廃止が決定されたため」との記載があった。 これは担当職員が「共同利用計画」と「利活用推進会議」との区別について十分な認識がなく混同したことと起因する記載誤りであった。上司の承認においても売却のみに着目した承認であったものと推測される。 当然のことながら、起案文書は事実の正しい理解が前提となった正確な文書の作成が要求され、承認手続きは、形式的な処理であってはならない。	徹底し、適正事務に努める。
青森北高等学校	管理継続に係る多大な費用(定量的情報)の記載について 青森北高等学校令別校舎 校舎敷地、野球場他・校舎他の処分に係る起案文書を閲覧した結果、「譲与する理由等」として、「県が同校の土地・建物等の管理を継続した場合には、多大な費用を要することとなる…」と記載があったものの、多大な費用に関し具体的な数値の記述は確認できなかった。 財産の無償譲渡に関して厳格な判断を行う観点からは、権限者が適切に判断できるように起案文書上「多額の経費」についても、抽象的な文言だけでなく、具体的な数値を示して説明しなければならない。 なお、関連する資料を閲覧したところ、起案外の資料において、管理を継続した場合の費用概算に関する試算資料があった。このことから担当者ベースでの定量的な検討についての不足はないと考えられるものの、承認の起案文書にも処分の判断の根拠資料としての管理を継続した場合の費用概算に関する試算情報を織り込むことで、承認者の適切な判断に資するように説明責任を全うしなければならない。	閉校後の県立学校の処分に係る起案においては、管理継続に要する経費や売却益及び解体経費の見込み等、定量的判断のための資料についても、添付することとした。
観光政策課(観光企画課)	無償譲渡における「明確な理由」の記載について 県の公有財産管理マニュアルによると、無償譲渡ができる場合として、「県において当該財産の維持管理に多額の経費が見込まれる等、将来にわたる管理に問題がある場合で、その財産の使用目的から維持管理等を当該所在の市町村に依頼することを目的として譲渡するとき」とあり、財産の無償譲渡の場合は「明確な理由」が必要となっている。	今後、無償譲渡の案件が発生した際に、今回の事例を参考とすることで、再び不備を繰り返さない。

		管理建物（旧十二湖ピジターセンター）の譲与に関する起案文書の内容を監査した結果、理由として、「深浦町が設置主体となることにより、これまで以上に地域に根差した管理運営がなされ、県内外からの旅行者等に対するサービスが向上する見込みがあるから」等の記載はあるものの、維持管理に係る多額の経費等に係る具体的な記述は確認できなかった。 県の説明では「建築年度から相当経過した物件については、多額の修繕が生じるので、市町村から申し出があり、有効に利用できると譲与を希望されれば基本的に受けている」とのことであるが、たゞそ自治体への譲与であっても、原則どおり経済的な効果やコストを十分比較したうえで判断すべきであるし、これらの情報は起案文書にも盛り込んで、承認者が適切な判断ができるようにすべきである。 また、もしルールと現状が乖離してしまっており、実質的に記載が必要なのであれば、マニュアルの内容を変更することも含めて検討すべきである。	返すことの無いよう、保存文書の巻頭及び起案用紙等に、譲渡理由として「多額の修繕が生じる」等の理由を明記。 無償譲渡の手続きに関わる課職員については、改めてマニュアルと今回の指摘事項を周知し、再発防止を図った。
あすなる療育福祉センター	廃止通知及び起案手続の漏れについて	あすなる療育福祉センター看護師宿舍、公舎（1号～3号）は、令和4年12月に取り壊しを行っている。青森県公舎条例において、公舎の設置は知事が行うため、本来なら解体前に、宿舍の廃止通知及び通知を行うための起案文書が必要であったが、当該手続は漏れていた。そのため、通知及び起案が事後となっており、結果として、実際の解体が終わったのちに事後的に設置者による廃止決定通知がなされていた。	今後、同様の公有財産取り壊しを行う場合は、手続き漏れが生じないよう、複数名による関連書類の網羅的な確認を徹底し、適正な事務処理を進めることとした。
あすなる療育福祉センター	起案文書の記載事項について	公有財産管理マニュアルによると、取り壊しを行う際の参考事項として、「取り壊し後の敷地の利用計画」の書面が必要となるが、あすなる療育福祉センター看護師宿舍、公舎（1号～3号）の財産処分の起案文書には含まれていなかった。 理由を確認したところ、別資料で管理しているとの回答であった。 しかしながら、処分の起案文書に含める形の方が、	今後、同様の公有財産取り壊しを行う場合は、取り壊し後の敷地の利用計画について処分の起案文書に含

		権限者による適切な判断に役立つ面もある。また、書類の所在が点在することを防止し、書類管理が容易となる面も期待されるため、処分の起案文書にも含める形で手続を確立することが重要である。	める形で手続 きし、権限者 の適切な判断 に対する有用 性を図ること や書類の点在 を防止するこ ととした。
財産管理課	取り壊し工事 によって生じ る廃材などの 物品編入の記 録保管につい て	公有財産管理マニュアルによると、「取り壊し工事によって生じる廃材、くす鉄等の残存物件は、原則として物品編入の上、管理又は処分しなければならぬ」と記載がある。 あすなる療育福祉センター看護師宿舍、公舎(1号～3号)の取り壊しにおける対応状況を確認した結果、取	普通財産を 物品編入する 場合は、所属 において公有 財産台帳の登 録を行うこと となっている (財務規則の 運用第 250 条 の 2 関係)。 今後、公有 財産 決 算 時 に、財産管理 課において、 物品編入デー タを抽出し、 該当があつた 場合には、当 該所属から開 取り、資料入 手等を行い、 同種同例が発 生した場合に 備えることに する。
あすなる療育 福祉センター	取り壊し工事 によって生じ る廃材などの 物品編入の記 録保管につい て	公有財産管理マニュアルによると、「取り壊し工事によって生じる廃材、くす鉄等の残存物件は、原則として物品編入の上、管理又は処分しなければならぬ」と記載がある。 あすなる療育福祉センター看護師宿舍、公舎(1号～3号)の取り壊しにおける対応状況を確認した結果、取	今後、同様 の公有財産取 り壊しを行う 場合は、取り 壊しによって

		り壊し工事によって生じる廃材などの物品編入について、検討自体は当時に行っているものの、これらの過程は確認できる形では残っていないとのことであった。 県有財産の有効活用、回収金額の最大化の観点から、どのような検討を行ったのかを記録に留めてノウハウを蓄積し、今後の同種事例が発生した場合に生かすことが期待される。	どの物品編入 についての検 討過程につい て記録し、同 種事例が発生 した場合に生 かすこととし た。
財産管理課	建設仮勘定の 進捗管理・滞 留管理につい て	固定資産台帳にて建設仮勘定として処理されている物件のうち、取得日が 2017 年 3 月以前のものについて、本勘定振替が必要か否かについて監査した結果、15 件中全 15 件が令和 3 年度末で完成済みとの回答であった。この内容を分析してみると、固定資産管理システムの新システムへの移行時における誤りが 12 件含まれており、本来の建設仮勘定から本勘定に振り替えるべきものは 3 件であった。 建設仮勘定は、完成後に適時に固定資産本勘定に振り替えられないとそのまま計上され続ける可能性が高い勘定であるため滞留しているかどうかに注意を払わなければならない。抽出したデータ 15 件の内訳から分かるように、新固定資産システムへ移行時のエラーと本来的に管理しなければならない建設仮勘定の問題が混在している点が現状における建設仮勘定の管理をより困難にさせている。 本来の建設仮勘定の管理については、進捗管理・滞留管理を適切に行うために以下の諸点に留意しなければならぬ。 ①長期化している物件に関しては、振り替え漏れが生じていないか特に留意する必要がある。 ②担当者の理解不足を解消するため、オリエンテーション等を行う。 ③改修において人事異動が絡む場合には、引継ぎを十分に行い、担当責任者を明確にする。	更新の際、建設仮勘定振替のページに入力項目の説明を加え、通知した。
水産振興課	建設仮勘定の 進捗管理・滞 留管理につい て	漁業取締船(取得日：2017/03/31)について、令和 3 年度末で完成済みだが、本勘定に振替未済だった。	対象財産について、既に完成しており固定資産本勘定へ振替済みである。

下北地域県民 局地域農林水 産部	建設仮勘定の 進捗管理・滞 留管理につい て	債権第 4231 号（取得日：2017/03/31）について、 令和3年度末で完成済みだが、本勘定に振替未済だっ た。	令和5年度 の報告で振替 済みである。 例年 10 月 頃に照会があ るので、マニ ュアルで内容 を理解してく ら作業する。 複数の職員 が、振り替え 漏れが生じて いないか確認 する。
文化財保護課	建設仮勘定の 進捗管理・滞 留管理につい て	縄文時遊館展示・収蔵施設展示設計業務委託契約 （取得日：2017/03/31）について、令和3年度末で完 成済みだが、本勘定に振替未済だった。	建設仮勘定 から本勘定に 振り替えるた めの作業を行 った。
財産管理課	建設仮勘定の 事務処理及び 検証体制の構 築について	建設仮勘定は、これを適切に処理するために、当初 の計上のみならず完成後の振替処理も重要となる。一 方で県においては、建設仮勘定に係る適切な処理体制 は構築できていない。また、正確性を担保するため、 所轄課での処理作業後に、第三者による検証作業が必 要であるが、これらも十分に機能しているようには見 受けられなかった。 2016 年の公会計による開示が始まって以後、課題の 認識や協議・改善は図られている部分もあるものの、 取り扱う情報量が膨大ということもあり、なかなか追 いついていない状況にある。だが、公会計における財 務諸表は各都道府県の状況を比較し分析するための 重要な資料であり、そのためこれらの要素である建設 仮勘定に関しても、正確な情報開示が求められる。 これらに抜本的に対応するため、例えば以下の事項 を検討し、処理プロセスを見直しの上、必要な体制を 早期に構築することが強く要請される。 ✓入力担当者への公会計の必要性に関する啓蒙と 周知徹底。 ✓入力担当者における「公会計の必要性及び求めら	適切なデー タ入力処理の ため、入力制 限やエラーチ ェックなどの 支援を行っ た。

		れている情報」の正確な理解。 ✓必要な情報の適切な集計、システムへの正確な入 力処理。 ✓入力者以外の者による検証の確実な実践。 ✓入力制限やエラーチェックなどのシステム支援。	
財産管理課	貸付期間更新 における許可 申請書の入手 について	貸付地（日本赤十字社）について、県と貸付先の日 本赤十字社の間で締結されている土地使用貸借仮契 約書によれば、貸付期間は5年間で自動更新になって いる。このため県は、貸付期間更新の際、貸付先から 借受願等更新の意思を確認する書類の提出を受けて いない。 しかし、財務規則 237 条 3 項では、普通財産の貸付 において貸付期間の更新をする場合に、貸付期間満了 の 30 日前までに貸付期間更新許可申請書を提出させ なければならないとされている。 財務規則 237 条 3 項が引用している財務規則第 232 条の規定は、行政財産の使用許可手続について定めた ものであるが、安易に更新を認めることなく、使用状 況や必要性等を十分調査、検討の上、決定すること 趣旨としたものである。 本件貸付は普通財産の無償貸付であるが、上記の趣 旨を踏まえれば、行政財産の使用許可と同様、安易に 更新を認めることなく、社会情勢の変化等を踏まえな がら、無償貸付の妥当性を慎重に検討の上、決定する 必要性が認められる。 したがって、県は貸付期間の更新において、貸付先 に対し更新許可申請書を提出させなければならない。	次回の更新 に当たって は、更新に係 る申請書を提 出させ、更新 の可否を検討 の上決定する こととして、 契約の相手方 からも同意を 得た。 （現行の契約 期間：R6.4～ R11.3）
人事課	土地台帳上の 財産名につい て	人事課所管の福利厚生用運動施設の用地の一部に 財産名「青年の家野外教育活動用地」という土地があ る。 これは、従来隣接していた旧青年の家敷地（教育庁 所管）との境界確定の結果、旧青年の家敷地の一部に 人事課が所管する福利厚生用運動施設が所在し、旧青 年の家の排水ポンプ制御盤が人事課所管の 338-1 に所 在していたため、教育庁学校施設課と土地の一部を分 筆し交換した。以上のような経緯により、財産名が「青 年の家野外教育活動用地」とされている。しかし、そ の後旧青年の家敷地（教育庁所管）は民間に売却され ており、現在青年の家は同所に存在していない。	実態を反映 した「福利厚 生用運動施設 用地」という 財産名に変更 した。

		現在青年の家とは関係のない土地に「青年の家」という名称を用いることは、誤解を招きやすく周辺の土地を一体として管理する観点から望ましくない。用途としては福利厚生用運動施設用地であるため、実態を反映しそれに即した財産名に変更することが望ましい。	
自然保護課	貸付料無償の根拠となる条文について	ベンゼ通原（貸付分）の土地の使用契約に関する決裁書の起案理由では、青森県公有財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例第 5 条第 1 項の規定により無償とされている。 しかし、この条例の第 5 条に第 2 項はなく、正しくは青森県公有財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例第 5 条第 1 号を根拠とすべきである。	同様の誤りが発生しないよう、起案者は根拠とする条例を十分確認して起案する。 決裁権者及び決裁ルート上の職員が無償貸付の根拠を明確に確認できるようにするため、作成済の課内公有財産の貸借財産一覧表に財産の区分及び無償貸付等の根拠を追記した表を公有財産担当等が作成の上課内で共有し、起案者はそれを根拠資料として起案に添付する。 国から県への土地の貸付契約書には無償貸付の根拠法令及び条文

			の記載があるが、県から他者への貸付契約書には無償貸付の根拠法令及び条文の記載がないため、契約更新時には契約書に追記することを検討する。
水産振興課	貸付期間更新における許可申請書の入手について	栽培漁業センターについて、県と貸付先との間で締結されている建物等使用貸借仮契約書によれば、貸付期間は 1 年間で自動更新になっている。このため県は、貸付期間更新の際、貸付先から借受願等更新の意思を確認する書類の提出を受けていない。 しかし、財務規則 237 条 3 項では、普通財産の貸付において貸付期間の更新をする場合に、貸付期間満了の 30 日前までに貸付期間更新許可申請書を提出させなければならないとされている。 財務規則 237 条 3 項が引用している財務規則第 232 条の規定は、行政財産の使用許可手続について定めたものであるが、安易に更新を認めることなく、使用状況や必要性等を十分調査、検討の上、決定することを趣旨としたものである。 本件貸付は普通財産の無償貸付であるが、上記の趣旨を踏まえれば、行政財産の使用許可と同様、安易に更新を認めることなく、社会情勢の変化等を踏まえながら、無償貸付の妥当性を慎重に検討の上、決定する必要性が認められる。 したがって、県は貸付期間の更新において、貸付先から更新許可申請書を入手する必要がある。	普通財産の貸付期間を更新する際は、行政財産貸付の規程を準用し、普通財産借受願等を提出させる必要があることを課内で周知した。 なお、栽培漁業センターとの当該貸付契約について、更新の際には、普通財産借受願を提出させ、更新に係る財務規則上の手続きを適正に実施することとした。
自然保護課	貸付料無償の根拠となる条文について	管理地（白神山地ビジターセンター）の貸付について、決裁書では、「青森県行政財産使用料徴収条例第 4 条第 1 項第 1 号に該当すると認められるので、無償」	同様の誤りが発生しないよう、起案者

とされている。しかしこの条例は、行政財産の使用料を定めた条例であり、普通財産の貸付料を無償とする根拠として引用するべきではない。正しくは青森県県有財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例第5条第1号を根拠とすべきである。	は根拠とする条例を十分確認して起案する。 決裁権者及び決裁ルート上の職員が無償貸付の根拠を明確に確認できるようにするため、作成済の県内公有財産の貸借財産一覧表に財産の区分及び無償貸付等の根拠を追記した表を公有財産担当等が作成の上課内で共有し、起案者はそれを根拠資料として起案に添付する。 国から県への土地の貸付契約書には無償貸付の根拠法令及び条文の記載があるが、県から他者への貸付契約書には無償貸付の根拠法令及び条文の記載がないため、契約更新時には契約書
---	---

学校施設課	財産有効活用のための所屬替について	管理地（五所川原農林高校用地）は、もともと五所川原農林高等学校の牧草地として利用していたが、平成10年度の学科改編により作付面積が減少したことに伴い平成17年度に用途廃止されたものである。用途廃止後は、農業委員会から借受者の斡旋をうけ、農地として貸付けながら借受者に対して取得を打診しているとのことである。 普通財産は、財産管理課が所管することが原則となっているが、例外としてそれぞれの所管課で管理していることが多い。もともと学校用地であったというだけで、学校施設課で管理する積極的な理由はなく、むしろ農林水産部の所管とした方が有効活用の可能性が見込めるのではないかと考えられる。 財産の有効活用のため、所屬替えを検討することが望ましいと考える。	農林水産部と所屬替え等について協議した結果、農林水産部としては、当該農地の有効活用が見込めないことから、引き続き、学校施設課で管理することとなった。
上:北地域県民局地域整備部	土地台帳の沿革の記載について	土地台帳にはその土地の沿革を記載するスペースがある。この土地の沿革については、「[S49 5 24 付青監第278号により用途廃止普通財産とする]」とある。しかし昭和49年度の「青監第278号」は該当する書類を確認することはできず、昭和43年度及び45年度登記調書によって、用途廃止の経緯が辛うじて確認できる程度であった。未利用となった経緯及び理由の詳細は不明である。 土地台帳の沿革は引き継がれるが、その他の保管書類は保管期限が経過すれば廃棄される。所管課でも取得の経緯や未利用となった経緯及び理由を把握することが難しい状態となっているのは望ましくない。沿革には、具体的な記載をすることを求めたい。	今後、財産台帳の調製を要する類似事案については、台帳登載に至るまでの経緯及び登載後の事項に係る具体的理由を沿革欄へ記載することとした。
財産管理課	土地台帳の更新について	県は管理地（旧西地方農林事務所敷地）の土地について平成29年10月に測量を実施し、平成29年12月に測量結果に基づき地積を変更登記している。5,648.41 m ² →5,647.88 m ² 。しかし、土地台帳において当該地積の訂正を実施していなかった。結果として、現状において土地台帳における面積と登記上の地積が一致していない。 ただし、当該策には財産管理課が所管している土地	管理地（旧西地方農林事務所敷地）の地積を訂正した。

		も含まれているため、財産管理課と連携し、適時に土地台帳の訂正を実施することが必要である。	
西北地域県民局地域農林水産部	土地台帳の更新について	県は管理地（旧西地方農林事務所敷地）の土地について平成 29 年 10 月に測量を実施し、平成 29 年 12 月に測量結果に基づき地積を変更登記している。5,648.41㎡→5,647.88㎡。しかし、土地台帳において当該地積の訂正を実施していなかった。結果として、現状において土地台帳における面積と登記上の地積が一致していない。 ただし、当該筆には財産管理課が所管している土地も含まれているため、財産管理課と連携し、適時に土地台帳の訂正を実施することが必要である。	管理地（旧西地方農林事務所敷地）の土地台帳を訂正した。
西北地域県民局地域農林水産部	土地台帳の更新について	登記簿原本によれば、管理地（旧西地方農林事務所（道路））の土地について平成 13 年に国土調査による地積の変更登記が行われている。変更前の地積は 90㎡、変更後の地積は 125㎡である。 しかし、土地台帳において当該地積の訂正が実施しておらず、面積は 90㎡のままである。結果として、現状において土地台帳における面積と登記上の地積が一致していない。 適時に土地台帳の訂正を実施する必要がある。	管理地（旧西地方農林事務所（道路））の土地台帳を訂正した。
農林水産政策課	不動産鑑定評価の実施について	旧フラーセンター 21 あおもりについて、土地を貸し付ける際の貸付料は不動産鑑定価格を基準に予定価格を決定し、貸付予定者から見積書を徴して決定している。しかし、直近の不動産鑑定評価は、平成 22 年に実施されたものであり、10 年以上が経過している。 地価の変動を反映するため、不動産鑑定評価を実施することが望ましいと考ええる。昨今の地価の下落が反映され、予定価格を現在よりも下げることが可能になれば、相対的に貸付が容易になり、財産の有効活用が可能になることが期待される。	R5.3.31で貸付けを終了している。（監査時点で既に貸付を終了しているもの）
企業立地・創出課（産業立地推進課）	分譲に向けた企業誘致の推進について	金矢工業団地は、令和 4 年 3 月に青森県新産業都市建設事業団の解散に伴い無償で県に譲渡されたものである。もともと事業団が造成してから 40 年以上経過しているが、未だに現在分譲されていない土地が多く、今後分譲される見込みが低いのではないかと懸念されるところである。また、草刈りなどの維持管理には経費がかかる一方、都市計画法の工業専用地域や準	金矢工業団地は近年分譲の申込や問い合わせが増加傾向にあり、令和 5 年度は 1 件の売却、

		工業地域に指定され、用途も限定されている。 しかし、社会経済の変化や近隣の幹線道路開通を始めとするインフラ等の整備により、2021 年度には 1 件の売却が成立し、2022 年度に操業を開始した区画もある。また現在、年度内に 1 件の分譲申込の見込みがあるほか、数件引き合いがきているとのことである。さらに、事業団の精算金を積み立てて「青森県企業立地推進基金」（約 5.6 億円）を造成し、これを財源として金矢工業団地の維持管理や分譲促進（企業誘致）の予算に充てており、当面果の一般財源を充てる予定はないとのことである。このような状況を踏まえれば、現状、直ちに代替的な利用計画の検討を開始する段階にはないと言える。 県は、同団地の区画面積や分譲価格等の情報を HP やパンフレット等により広く発信しているが、誘致実現のため、今後も積極的及び継続的に情報収集や企業へのアプローチを行う等の取り組みを期待したい。	令和 6 年度もすでに 1 件が売却され、さらに 1 件の売却が見込まれている。 今後多様な手段により広く情報発信し、積極的な企業誘致に努め、分譲促進を図る。
野辺地高等学校	公舎継続か廃止かの意思決定について	教育庁公舎（職員公舎（A））について、5 年ごとに継続か廃止の意思決定をしている。入居率が低くても近隣にアパートがないため残してほしいなどの要望があり継続となるケースもあるとのことである。今回、教育庁所管の公舎でサンゾルとして抽出した 3 件はいずれも入居率が低い。5 年前の意思決定時には入居率が高かったものの現在は低くなっている公舎、前回の見込みとは現況が異なっている公舎などがある。入居率低下の原因はそれぞれあるかと思うが、維持管理費と入居率を勘案したうえで、本当に継続すべきなのかどうか厳正な判断をしてほしい。	職員公舎の集約・共同利用の推進に向け、入居状況や公舎需要の把握を続けるとともに、現状、入居者及び需要の少ない公舎については、早期の廃止に繋げられるよう入居調整を行っている。
警察本部施設課	土地台帳の記載事項について	警察本部公舎（待機宿舍（磯野）敷地）の土地台帳をレビューしたところ、平成 10 年 3 月 31 日以前に面積が増加しているが、その要因が不明であるとのことであった。今後は面積の増減要因についても台帳に記載し、増減要因を将来にわたって明確にしておくべきである。	過去の経緯を確認し、判明した内容を財産台帳の沿革欄に記載した。
監理課	現況把握が長	県有地については、「青森県公有財産管理マニュアル	対象地につ

	期間行われていない	ル」に則って、随時公有財産の現況を把握し、管理のため必要があるときは適切な措置を取らなければならないとされている（財務規則 223 条）。陸河川敷地については、担当課において少なくとも年に一回は現地視察をすることで現況把握をおこなっているが、一級河川十川の陸川敷は担当課の管理リストから漏れていたため、長期間にわたって現況把握が行われていなかった。令和 5 年 11 月に担当課において現地視察を行ったところ、不法占有などの事実認められなかったが、適時に現況を把握することが必要である。	いて令和 6 年 4 月 11 日付けで国土交通省と売買契約を締結。同月 17 日に所有権移転登記完了。
監理課	現況把握が長期間行われていない	県有地については、「青森県公有財産管理マニュアル」に則って、随時公有財産の現況を把握し、管理のため必要があるときは適切な措置を取らなければならないとされている（財務規則 223 条）。陸河川敷地については、担当課において少なくとも年に一回は現地視察をすることで現況把握をおこなっているが、一級河川岩木川の陸川敷は担当課の管理リストから漏れていたため、長期間にわたって現況把握が行われていなかった。 令和 5 年 11 月に担当課において現地視察を行ったところ、長期間にわたり、石碑、鳥居が設置されている事実が認められた。石碑には昭和 3 年建立と記載があり、周辺住民に聞き取りを行ったところ、これらの施設は太平洋戦争以前から設置され、集落で管理しているとのことであった。このため当該土地は県が取得する以前から集落が管理していた土地と考えられることから、適切な対処が必要である。	対象地を管理していた下車力町内会と令和 6 年 2 月 26 日付けで土地使用貸借契約を締結し、不法占用状態は解消された。 契約期間は令和 6 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日（無償）。
三八地域県民局地域整備部	固定資産台帳への未登録の歩道橋について	三八地域県民局地域整備部の管理橋梁と固定資産台帳を比較したところ、同部の管轄地区内において、橋梁台帳に記載のある図南小前歩道橋、長者中前歩道橋、合同庁舎前歩道橋の各資産が、固定資産台帳に記載されていなかった。総務省の財務書類作成要領 33 項によると、固定資産台帳には、原則としてすべての固定資産を記載することとなっているため、記載漏れのあった各資産についても記載する必要がある。	確認した結果、指摘のあった 3 つの物件は国道であり、管理は県がしているが、国の財産であるため県の固定資産台帳への登録は行わない物件であることが

三戸警察署	土地台帳の面積更正時に対応する固定資産台帳への反映について	旧三戸警察署について、敷地は令和 4 年 9 月に測量が実施され、土地台帳の面積が更正されていたが、固定資産台帳にその内容が反映されていなかった。両台帳の内容は常に一致させることが望ましいため、適時の対応が必要である。	判明した。固定資産台帳の修正が可能な地方公会計の決算作業時に実施した。
つがる警察署	土地台帳の面積更正時に対応する固定資産台帳への反映について	旧つがる警察署について、敷地は令和 5 年 3 月に測量が実施され、土地台帳の面積が更正されていたが、固定資産台帳にその内容が反映されていなかった。両台帳の内容は常に一致させることが望ましいため、適時の対応が必要である。	固定資産台帳の修正が可能な地方公会計の決算作業時に実施した。
自然保護課 （白神山地ビジターセンター）	収支報告書が収支均衡（収支差額±0 円）であることについて	【令和 4 年度指定管理業務にかかる収支報告書】のとおり、令和 4 年度における指定管理業務における収支は、収入計 69,954,480 円、支出計 69,954,480 円で収支差額±0 円と県に報告されている。しかし、実際の「常勤職員人件費」は 8,976,488 円ではなく、16,575,979 円であるため、収入計 69,954,480 円、支出計 77,553,971 円、収支差額-7,599,491 円が正しい収支状況となる。収支報告書には、指定管理業務を行うにあたって発生した全ての収支が記載されて然るべきであり、そうすることで、県として指定管理業務遂行にかかるコスト水準を把握することが可能となる。確かに、収支報告書別紙には常勤職員人件費の明細が付されており、常勤職員人件費の実支出額は 16,575,979 円と記載され、指定管理者（指定管理業務以外のセグメント）が赤字分の 7,599,491 円を負担したために、指定管理者（指定管理業務実施セグメント）の負担が 8,976,488 円となる旨は記載されており、詳細に収支報告書を閲覧すれば、その実態は読み取れる状況にはある。しかし、収支報告書本表を閲覧した限りにおいては、その事実は読み取れず、あたかも指定管理業務に係る年間の総支出が 69,954,480 円であったように見えてしまい、読み手に誤解を与えるリスクが認められる。県は、指定管理者に収支報告書には実収支を記載するよう指導すべきである。	指定管理業務の遂行にかかるコスト水準を把握するため、令和 5 年度分から収支報告書に実収支を記載する方法に改めた。
自然保護課 （白神山地ビジターセンター）	「白神だより」のリンク	ビジターセンターは年 2 回、センター事業の紹介や白神山地の自然情報等を記載した広報誌「白神山地ビ	監査で確認された問題点

ジターセンタ ー)	が切れている ことについて	ジターセンターだより「SHIRAKAMI」を発行しており、ホームページでも開示を行っている。今般の監査において、ホームページ上の開示状況を確認したところ、直近3刊分のリンクが切れており、閲覧ができない状況にあった。当誌は、指定管理者の創意工夫が施されているように見受けられ、広く開示することは施設運営において有効であるものと思料される。今後はホームページにて適時適切な開示を行うことが望まれる。なお、リンク切れについて即時対応頂き、監査中に適切に修正されたことを確認している。	については、令和5年度中に修正等を行い、是正した。今後は、指定管理者及び自然保護課が随時確認する。
自然保護課 (県民の森焼 珠山及び自然 ふれあいセン ター)	センサー利用 者数の把握方 法について	県が、センサー利用者数として把握している数値が合理的ではない。 県は、指定管理者提出の事業報告書をもとに、県民の森焼珠山利用者数及びセンサー利用者数を把握し、施設の有効性を検証している。平成31年度以前は、県民の森焼珠山利用者は5万人前後、センサー利用者数は4万人弱程度で推移していたが、令和2年度以降は新型コロナウイルス蔓延の影響で利用者が減少傾向にある。 県はセンサー利用者数として、入館者数等(「個人入館者数+キャンピング場利用者数+団体利用者数」をいう。以下同)に「駐車車両数×1.5人」の数値を加算しているが、この「駐車車両数×1.5人」を加算する運用は実態とかけ離れているものと感じる。実地調査を行った令和5年10月31日において、指定管理者のカウントによると入館者数等は6名(個人入館者5名+キャンピング場利用者1名)のみであるが、駐車車両数が37台あったために、センサー利用者は62名(個人入館者5名+キャンピング場利用者1名+(37台×1.5人))として県に報告されることとなる。なお、駐車車両数に比してセンサー入館者数が少数である理由としては、【県民の森焼珠山ガイドマップ】を見ればわかるとおり、駐車場から登山道の間にはセンサーはないため、駐車場からセンサーを経ずに直接登山道へアプローチする登山者の存在が挙げられる。監査当日の令和5年10月31日、監査室から玄関や展示室が見える状況であったが、センサー来訪者は少なく(天気が悪かったことも影響)、感覚的には1時間あたり1人が訪れているかいないかといった程度であった。かかる状	利用者の把握のためのカウンターの設置について、県内の多くの指定管理施設で赤外線等のカウンターの設置していないことやカウンターの購入・設置費が新たに生じることから、設置を見送ることとする。利用者のカウント方法について、東北各県の県民の森では、全ての施設で目視や駐車車両台数でカウントしていることから、令和6年度からは次のとおり算出することとす

		況において、センサー利用者数を62人と認識してしまふことは、センサーの有効性にかかわる評価を見誤ることに繋がり兼ねない。 令和4年5月単月をサンプルに試算すると、センサー利用者数は事業報告書上では3,212人と報告されているが、入館者数等は1,322人であり、実際の入館者数は報告数の僅か41.2%に留まる。現行のセンサー利用者数は、自家用車で来訪したセンサーを利用しない登山者をもセンサー利用者としてカウントしてしまふこととなる。また、自家用車でセンサーに来訪した者はダブルカウントがなされてしまう(例えば1人が自家用車でセンサーを訪れ、車両カウントがなされた場合は、「個人入館者数1人+車両1台×1.5人」でセンサー利用者2.5人とカウントされる)。なお、県民の森焼珠山への公共交通機関はなく、最寄り駅から距離もあることから、来訪者の大多数は自家用車によるものである。このような把握方法では、真実のセンサー利用者数を把握することは困難と考える。今後は、単純にセンサーの入口を通った者のみをセンサー利用者としてカウントすべきであり、デジタルセンサーによる入館者カウントを玄関に設置し、客観的かつ自動的にセンサー利用者を把握する等の対策が必要である。併せて、県民の森焼珠山利用者も「センサー利用者数×入山者掛率(1.31~1.36)」にて計算されているが、そもそも「センサー利用者数」が合理的ではないため、別途合理的な把握方法を再考する必要がある。	る。 【自然ふれあいセンサーの利用者数について】 ・目視による入館者の実数とする。 【県民の森焼珠山の利用者数について】 ・午前、午後の1日2回、駐車車両台数を数え、1台に1~4名程度乗車することを想定し、他県でも採用している2人/台を係数として乗じて算出する。 午前と午後で重複する車両は除外する。 例：駐車台数が10台の場合 10台×2人=20人
自然保護課 (自然ふれあいセンター)	センサーにおける物品管理について	センサー所在の物品管理状況を確認したところ、以下の問題が認められた。 ①ノートパソコン ②ノートパソコン ③石油ストーブ ④芝刈機	監査で確認された問題点については、令和5年度中に修正等を行い、是正した。今後同様の

⑤除雪機	標識の添付漏れ、誤添付（監査 No①②） 監査 No①の備品について、標識が付されていない。 また、監査 No②の備品について、監査 No①の標識が誤って付されてしまっていた。財務規則第 277 条は『物品供用員は備品に標識を付しておかなければならない。』と定めており、それぞれの物品に適切な標識を付す必要がある。 なお、当該指摘事項に対しては即時対応頂き、監査中に適切に修正されたことを確認した。	誤りが発生しないよう、次の手順で備品を管理する。
	台帳への資産情報の登録漏れ（監査 No①②③） 監査 No①②③について、台帳への品質規格等に係る情報登録が漏れていた。また、監査 No①③について、台帳への取得月日に係る情報登録が漏れていた。さらに、監査 No①②について、台帳への金額に係る情報登録が漏れていた。台帳登録は適切に行わなくてはならない。 なお、当該指摘事項に対しては即時対応頂き、監査中に適切に修正されたことを確認した。	【備品購入時】 ・ 備品を購入した場合、自然保護課が直接備品シールの貼付を行う。 ・ 備品整理簿は備品の増減の度に確実に更新し、指定管理者と共有する。
⑥	現存しない物品が台帳に計上されている（監査 No④） 監査 No④⑤の備品について、台帳登録がされているが物品現物が存在しなかった。原因は、処分等に伴い台帳からの抹消が漏れてしまったものと思料される。処分済みの物品は、適切に台帳から抹消する必要がある。	【備品管理】 ・ 例年 5 月頃に自然保護課が実施する指定管理者のモニタリング調査で備品の管理状況を抽出検査することとし、これに先立ち、指定管理者が備品の管理状況を全数確認する。 ・ 例年 11 月頃に自然保護課が実施する指定管理者の

自然保護課 （県民の森梵珠山）	指定管理者基本協定書における管理施設の範囲の明確化について	指定管理者基本協定書（以下、「協定書」とする。）において、指定管理者の管理するセンターの施設（設備）の範囲（以下、「管理範囲」とする。）が定められているが、管理範囲にキャンゾ場が含まれていない。協定書の管理範囲にキャンゾ場を含めることが指定管理者の業務範囲の明確化の観点から望ましい。 管理施設の範囲には、キャンゾ場公衆便所、キャンゾ場炊事棟は含まれているものの、約 1,900 m ² のキャンゾ場は含まれていない。 では、指定管理者はキャンゾ場の管理義務がないのかといえ、別途、協定書の一部である仕様書にて「キャンゾ場 0.19ha の維持管理・灌木、笹、雑草、蘆荖類を刈り払い、歩行者の支障とならないように整理するものとする-下刈り、2 回刈り」と、草刈りをメインとする保守管理義務は課せられている。キャンゾ場を実地調査したところ、草地や周辺樹木等は適切、安全に管理されており、キャンゾ場利用者の受付業務も適切に行われていた。また、施設利用者のアンケート調査や、インターネット口コミサイトにおいてもキャンゾ場に関する特段ネガティブな情報は見当たらなかった。かかる状況より、キャンゾ場の管理は相当程度適切に行われているものと評価できる。 キャンゾ場に隣接するセンターに常駐しているのは指定管理者であり、草刈り等の施設維持業務のみならず、キャンゾ場利用客の受付や安全管理、非常事態を含む様々な対応、荒天時の中止の判断等のキャンゾ場の包括的な管理業務は指定管理者が行っていると思料される。指定管理者・県へのヒアリングにおいても、指定管理者がキャンゾ場の管理を担っているとすると実態が強く感じられた。とすれば、協定書の管理範囲にキャンゾ場を含めることが、県と指定管理者の責任区分の明確化、業務範囲の明確化の観点から適切である。対応を望みたい。	令和 5 年度中に管理範囲にキャンゾ場を含めることを明確化した変更協定を締結した。
--------------------	-------------------------------	--	---

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 青森県号	
(印刷所・販売人) 青森市第二間屋町三丁目一番七 東奥印刷株式会社	
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付二十一円七十銭